

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年八月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越入間線
- 三 道路の区域

| 新 B | 新 A | 旧 A | 旧 新 別 |
|---|--|-----|-----------------|
| 入間市大字上藤沢字東野三〇番一 二地先から同市大字上藤沢字橋本 二六八番四地先まで | 入間市大字上藤沢字東野二九番四 地先から同市大字上藤沢字田成二 六五番一地先まで | | 区 間 |
| 九・八〇ㄱ 十九・八九 | 九・七三ㄱ 二八・四〇 | | 敷地の幅員 (メートル) |
| 九四・一八 | 一六〇・〇〇 | | 延長 (メートル) |
| 藤沢橋架け替え事業による。 | | | 備 考 |